

教育実習を希望する場合の手続きについて

ここでは平成 30 年度に本校で教育実習を希望する場合の手続きについて説明します。

[1] はじめに

本校では次の条件を満たす場合、教育実習を受け入れています。

- ・本校の卒業生であること。
- ・大学、または大学院を卒業後、教職に就くことを志していること。
(教員採用試験の受験を予定していること)
- ・原則、平成 30 年度の教育実習期間に教育実習ができること。
- ・教育実習にあたっては、教員としてふさわしい態度で、意欲的に取り組むことができること。

なお平成 30 年度の教育実習予定期間は

平成 30 年 5 月 16 日 (水) 教育実習ガイダンス

5 月 17 日 (木) ~5 月 30 日 (水) 2 週間

となっています。

[2] 申込について

別紙「教育実習申込書」に必要事項を記入して、第一次締切日までに本校へ電子メールで送信するか郵送で直接申し込んで下さい。

その際、電子メールの宛先は本校 WEB ページにあるアドレスに送信してください。郵送の場合は「教育実習担当者宛」として下さい。申込は必ず書面で行い、卒業時の担任の先生または部活動の顧問の先生に口頭でお願いすることのないように注意して下さい。

(第一次申込期間 平成 29 年 4 月 3 日 (月) ~4 月 28 日 (金))

第一次締切日を過ぎた後、教育実習生の受け入れに空きのある科目については、二次募集の受け付けを行います。二次募集を申し込む方は、第二次締切日までに本校へ電子メールまたは、電話にて受け入れができるかどうか確認した上で、電子メールまたは郵送で直接申し込んでください。

(第二次申込期間 平成 29 年 6 月 1 日 (木) ~8 月 31 日 (木))

[3] 申込後の対応

本校で教育実習を受け入れることのできる人数には限りがあります。特に、本校で対応できる科目の教員が少ない場合には、お断りをする場合もあります。第一次締切日までに申込があった方については審議の上、平成 29 年 5 月中に可否の連絡を行います。

本校から受け入れ可の連絡を受けた後は速やかに大学の教職担当に連絡してください。その後、大学と本校とで教育実習に関わる事務手続きを進めていきます。また、教育実習が受け入れ可の連絡を受けた方には、平成 30 年度に入りましてから 4 月中に、個別に具体的な教育実習の手順や日程等の連絡をいたします。そのため、申込後に連絡先の住所、電話番号や電子メールのアドレスの変更があった場合には直ちに本校に連絡してください。